

令和3年版

厚生労働白書

(令和2年度厚生労働行政年次報告)

—新型コロナウイルス感染症と社会保障—

〔概要〕

厚生労働省

令和3年版厚生労働白書の全体像

第1部「新型コロナウイルス感染症と社会保障」

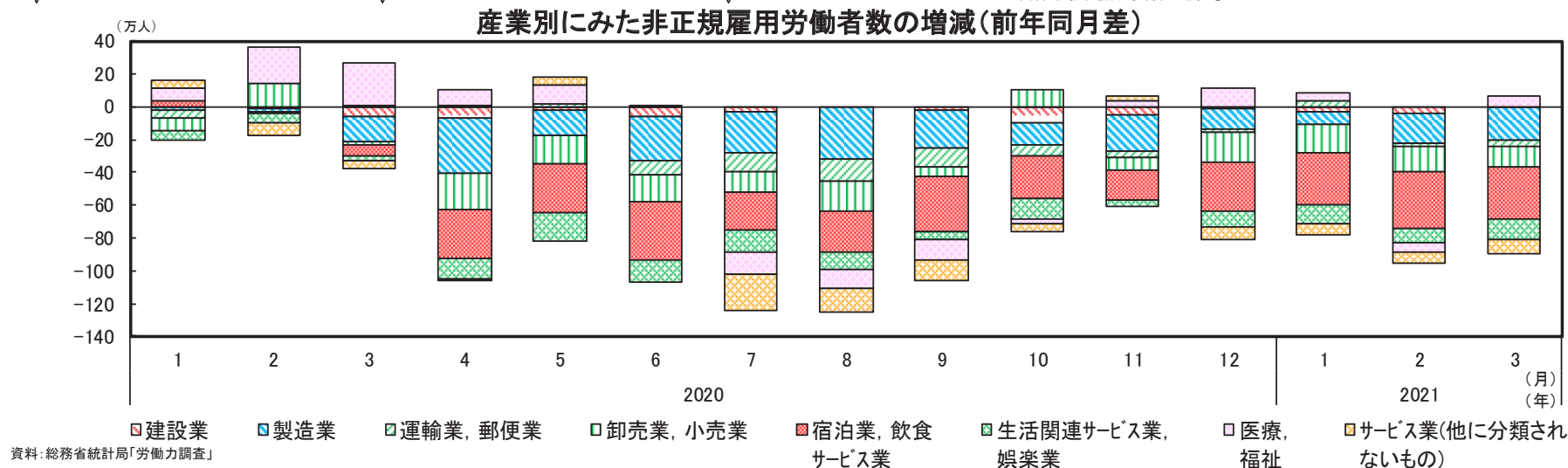
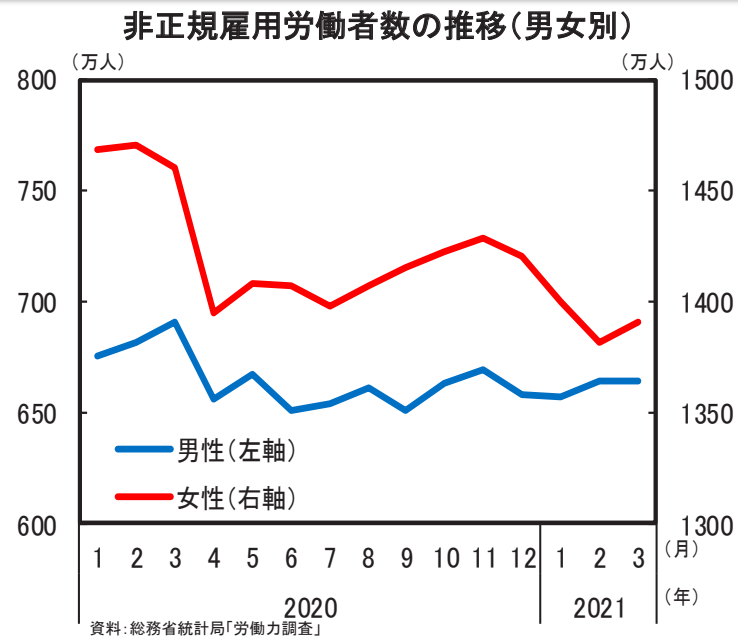
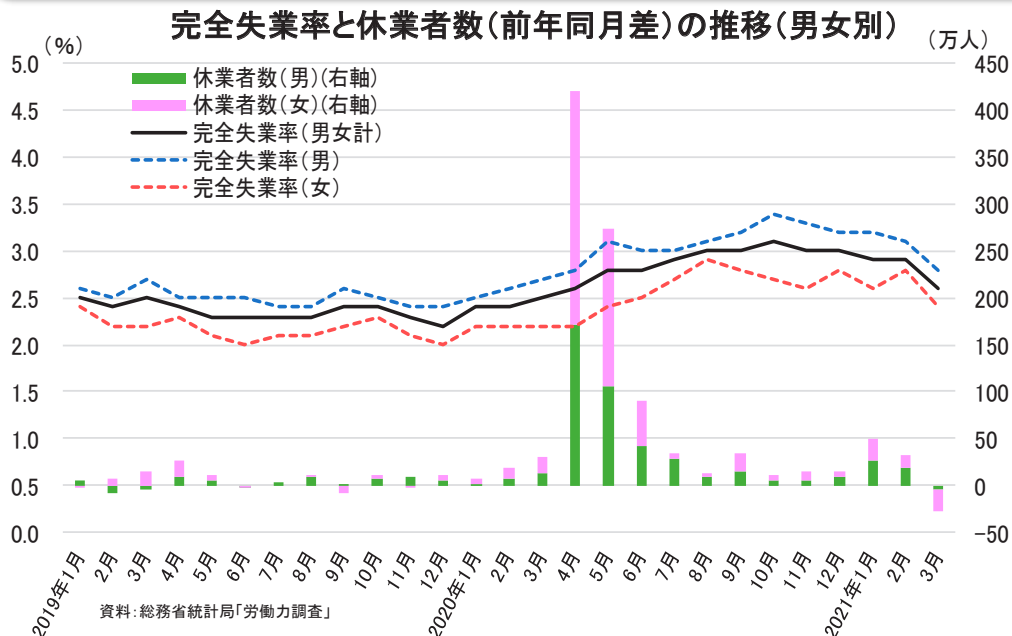
- **新型コロナウイルス感染拡大による国民生活への影響とその対応について、リーマンショック時との比較も交えながら、以下のテーマを中心に分析。**
 - ・ 仕事や収入が急減した人への対応
 - ・ 孤立の深刻化
 - ・ 女性への影響
 - ・ 子どもへの影響
 - ・ 医療・福祉現場への影響
- **社会的危機における社会保障の役割について、国際比較を交えつつ分析。新型コロナウイルス感染拡大への対応を通じて見えてきた5つの課題を論ずる。**
 - ・ 危機に強い医療・福祉現場
 - ・ 社会保障におけるデジタル技術の実装化
 - ・ 多様な働き方を支えるセーフティネット
 - ・ 性差によって負担に偏りが生じない社会づくり
 - ・ 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合うための新たなアプローチ

第2部(年次行政報告)「現下の政策課題への対応」

- 年次行政報告として、厚生労働省が様々な政策課題にどのように対応しているのかを、わかりやすく国民に報告。

仕事・収入への影響①

・ 2020年4月に休業者が急増。以降、完全失業率は緩やかに上昇
 ・ 非正規雇用、特に、「女性」と「宿泊・飲食業」、「生活関連サービス・娯楽業」等の特定の業種で雇用者数が顕著に減少

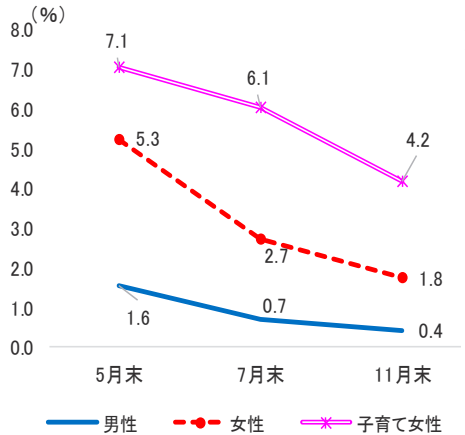


仕事・収入への影響②

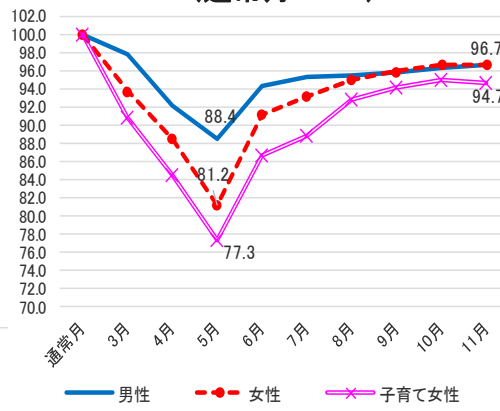
- ・休業、労働時間いずれも、子育て女性への影響が大きい
- ・フリーランスで働く者の「売上高・収入の減少」ありとの回答が多い

- ・これまでにない大規模な個人や世帯に対する経済的支援策を実施（リーマンショック時の支援を大幅に強化）

休業者(民間雇用者)の割合の推移

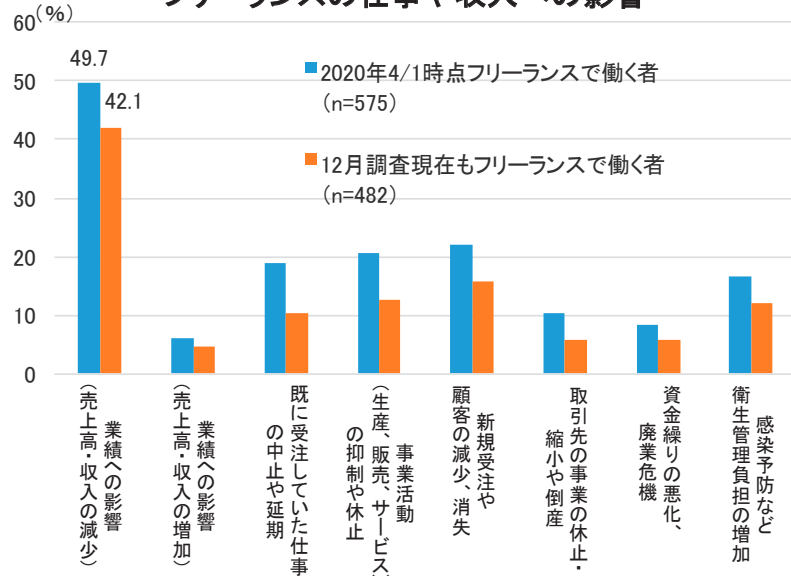


週あたり労働時間の推移 (通常月=100)



資料: JILPT 周燕飛「第55回JILPTリサーチアイコナショックの被害は女性に集中(続編Ⅱ)」

フリーランスの仕事や収入への影響



資料: JILPT「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査(JILPT第3回)」(一次集計)結果

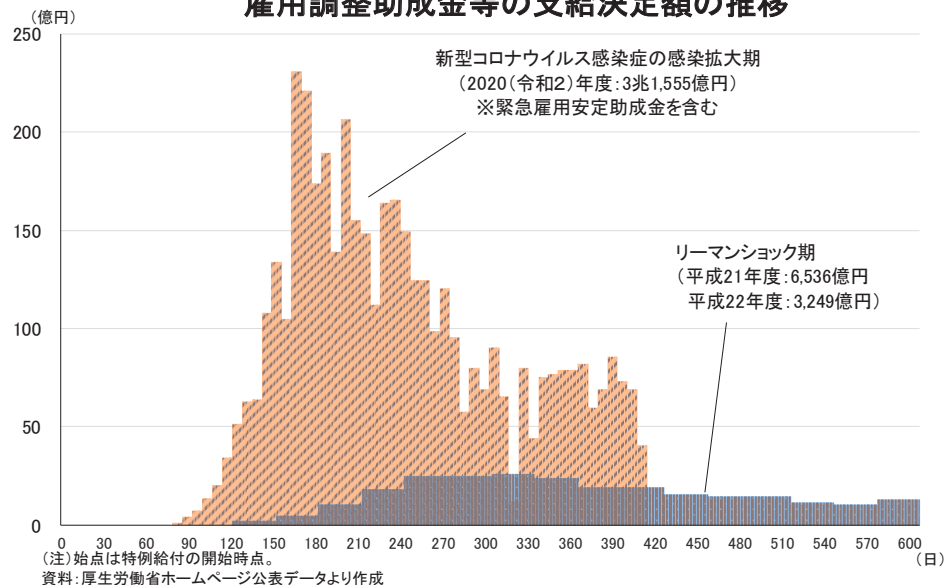
	リーマンショック時 (2008(平成20)年~)	この間の支援策の見直し	新型コロナ感染拡大時 (2020(令和2)年~)
休業者支援	・雇用調整助成金の特例措置 (助成内容・対象の拡充)		・雇用調整助成金の特例措置 (助成内容・対象の拡充) ・緊急雇用安定助成金の創設 (雇用保険被保険者以外の労働者に関する雇用調整助成金に準じた助成) ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けられなかった労働者に対し給付) ・小学校休業等対応支援金 (委託により個人で仕事をする者への給付) ・国民健康保険等における傷病手当金への財政支援
求職者支援	・緊急人材育成支援事業 (雇用保険を受給できない者への無料の職業訓練と生活給付)	・求職者支援制度の創設 (2011(平成23)年10月~)	・求職者支援制度の特例措置 (職業訓練受講給付金の収入要件・出席要件の緩和等)
福祉給付	・生活福祉資金貸付の種類の統合・再編等の見直し (総合支援資金の創設や緊急小口資金の無利子化等)	・緊急小口資金の償還期限延長、総合支援資金の貸付期間の見直し等 (2015(平成27)年度~)	・生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸付 (新型コロナの影響を受け、収入の減少があった世帯を対象とするともに、一定条件で償還免除する等)
住居確保	・住宅手当緊急特別措置事業 (住宅手当の支給により住居を確保するとともに就職活動の支援を実施)	・住宅支援給付事業(2013(平成25)年度~) (65歳未満の者に対象制限、就職活動要件の強化、新たな就労支援策との連携等)	・住居確保給付金の支給対象の拡大等 (離職や廃業に至っていないものの、休業等に伴う収入の減少により困窮する者も支給対象に拡大。支給期間も延長) ・住宅生活移行緊急支援事業 (生活保護受給者等に対する入居から見守りまでの一貫した居住支援) ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度の創設 (低所得のひとり親世帯に対する償還免除付の無利子貸付制度)
現金給付	・定額給付金 (一人1万2千円、18歳以下及び65歳以上は8千円加算) ・子育て応援特別手当 (一人3万6千円)		・特別定額給付金(一人10万円) ・臨時特別給付金 (子育て世帯:一人1万円) (低所得ひとり親世帯:1世帯5万円~) ・子育て世帯生活支援特別給付金 (低所得世帯:児童一人当たり5万円)
減免等	・非自発的失業者の国民健康保険料等の減免に対する財政支援を実施	・非自発的失業者にかかる国民健康保険料軽減制度の創設 (2010(平成22)年度~)	・国民健康保険料等の減免に対する財政支援 ・国民年金保険料免除の特例 ・標準報酬月額の特例改定(翌月改定)

仕事・収入への影響③

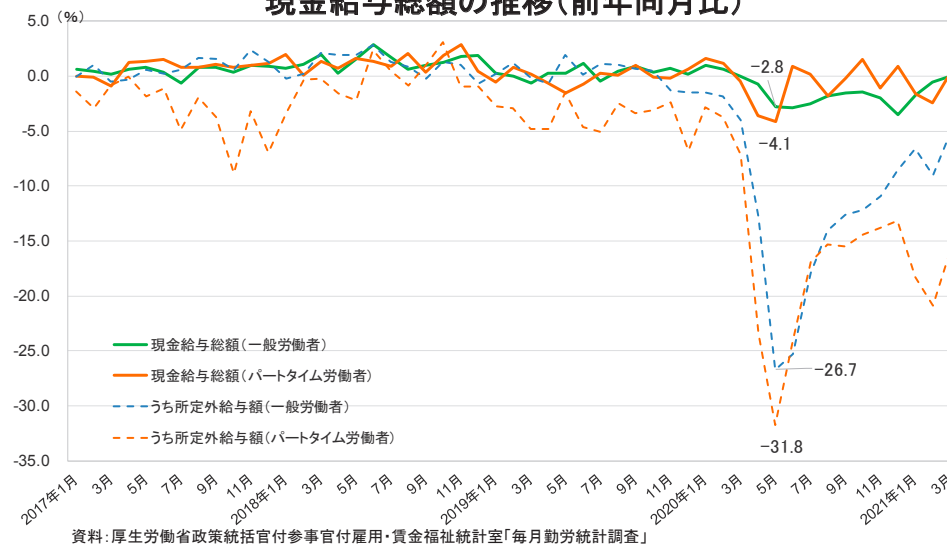
- 雇用調整助成金や休業支援金等の雇用維持支援策により、リーマンショック時に比べ、完全失業率の上昇は抑制

- 休業の増加や時間外労働の減少により所定外給与が大きく減少。家計所得は、各種給付金等の経済的支援の影響もあり、リーマンショック時と比べて影響は小さい

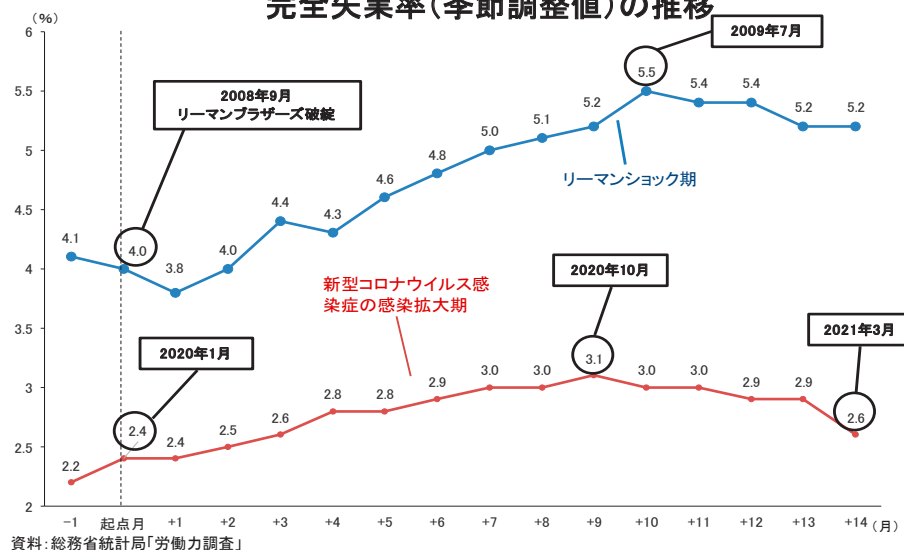
雇用調整助成金等の支給決定額の推移



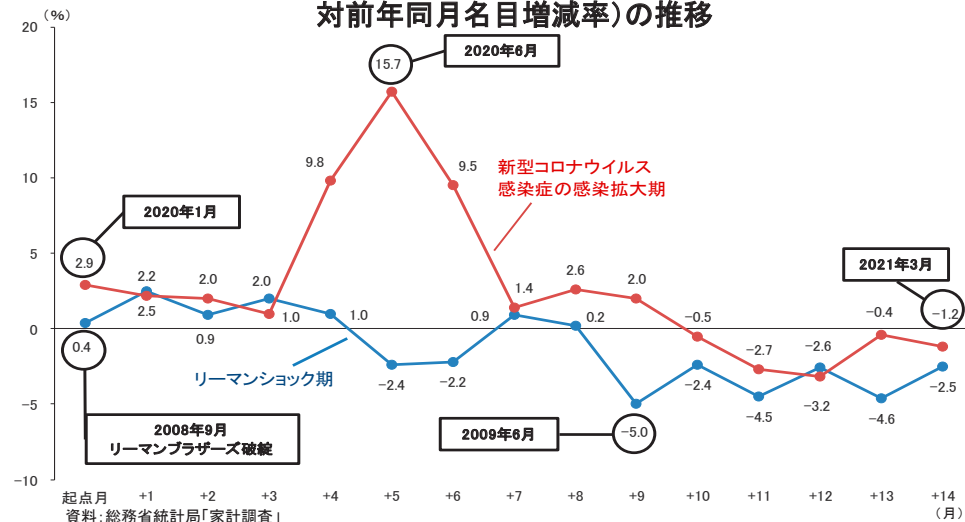
現金給与総額の推移(前年同月比)



完全失業率(季節調整値)の推移



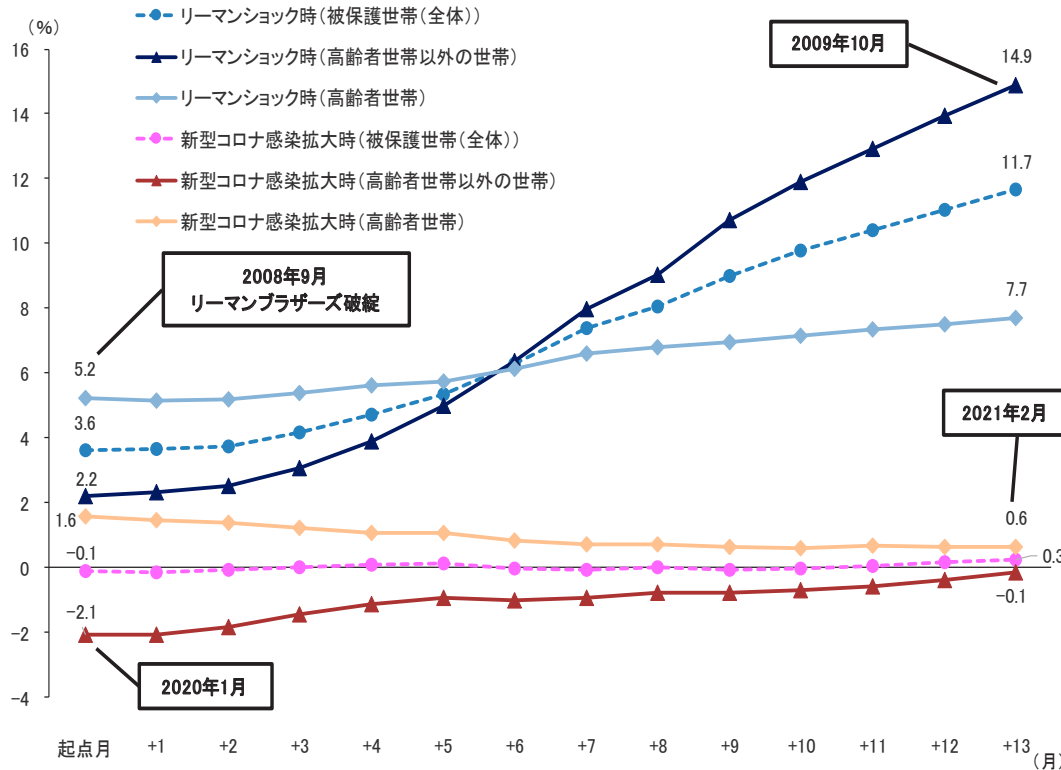
家計の実収入(勤労者世帯、二人以上の世帯、対前年同月名目増減率)の推移



仕事・収入への影響④

- ・失業の増加が比較的抑えられていること等もあり、被保護世帯の増加は、これまでのところ、リーマンショック時に比べ抑制

被保護世帯の対前年同月伸び率の推移



資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」、厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「福祉行政報告例」より作成
 (注) 2020年4月以降は概数。「高齢者世帯以外の世帯」とは、世帯類型別現に保護を受けた世帯数のうち、「母子世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」、「その他の世帯」が該当。

参考

生活福祉資金の貸付実績
 ～リーマンショック時と比べ、
 件数で27倍、金額で32倍～

資金種類	リーマンショック時 (2009～2011年度の 1年当たり平均)		新型コロナ感染拡大時 (2021年3月末まで)	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
緊急小口資金	39,521	46.2	1,106,735	2,051.6
総合支援資金 (～2009.9: 離職者支援資金)	29,326	189.4	785,446	5,641.7
計	68,847	235.6	1,892,181	7,693.2

(注) 新型コロナ感染拡大時の決定件数及び金額については、2021年3月31日までに申請があったものについて、同年5月19日時点で確認したものであり、数値は変動する可能性がある。また、総合支援資金の決定件数及び金額については、延長貸付分・再貸付分を含む。

(注) 緊急小口資金については、2011年度は東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付が含まれている。

働き方の変化と家庭生活への影響

・ 就業者の約3分の1がテレワークを経験。正規雇用と非正規雇用で利用に格差

テレワークの実施状況(2020年5~6月時点)

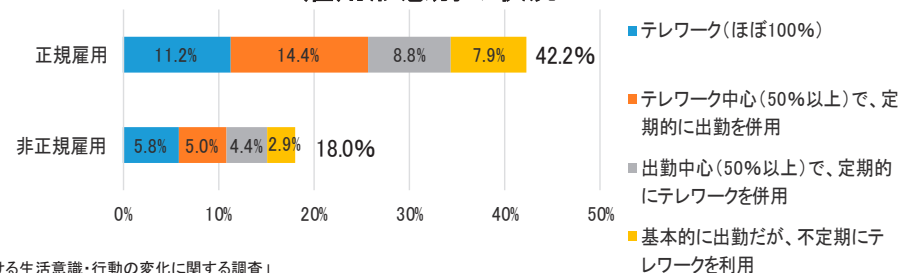
全体の状況

テレワーク (ほぼ 100%)	テレワーク 中心(50% 以上)	定期的に テレワーク (出勤中心: 50%以上)	基本的に 出勤(不定 期にテレ ワーク)	週4日、週 3日などの 勤務日制限	時差出勤や フレックス タイムによ る勤務	特別休暇取 得などによ る勤務時間 縮減	その他	いずれも実 施していな い
10.5%	11.0%	6.9%	6.1%	11.2%	9.3%	12.6%	3.5%	41.0%

34.6%

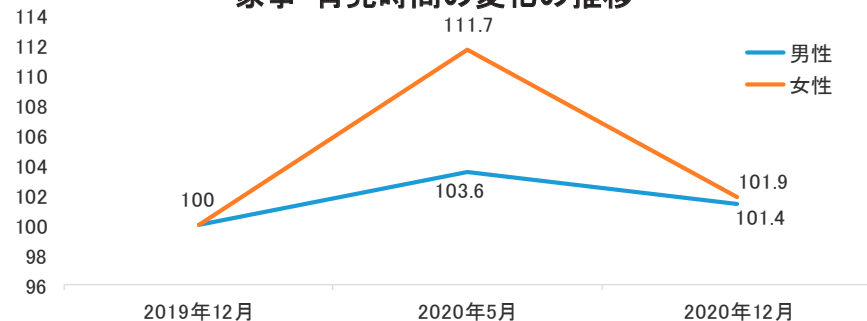
資料:内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

雇用形態別の状況



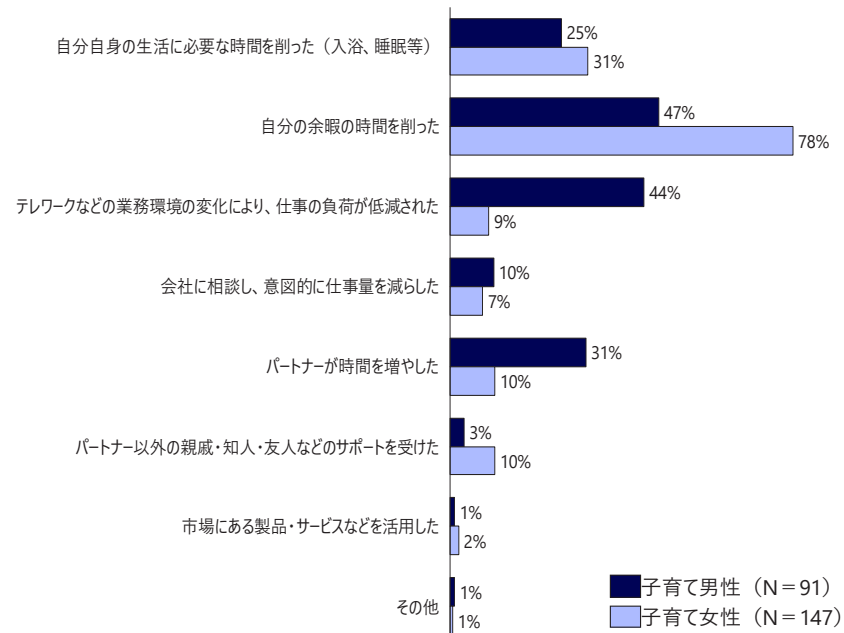
・ 自粛生活により家事・育児時間の絶対量が増加し、女性の負担が相対的に増加。男性はテレワークにより軽減された時間を充て、女性は余暇を削って対応

家事・育児時間の変化の推移

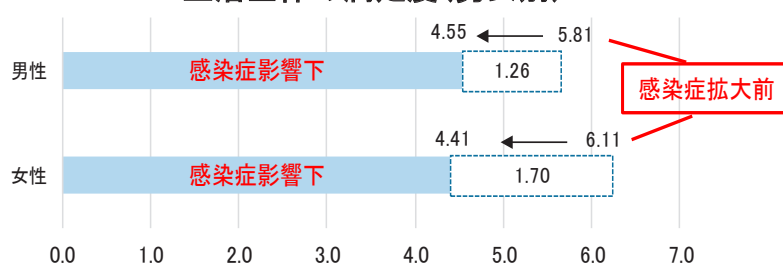


(注)2019年12月時点をもととした場合における2020年5月、12月調査時点の平均値
資料:内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」原票より作成

増えた家事・育児時間の捻出方法(男女別)



生活全体の満足度(男女別)



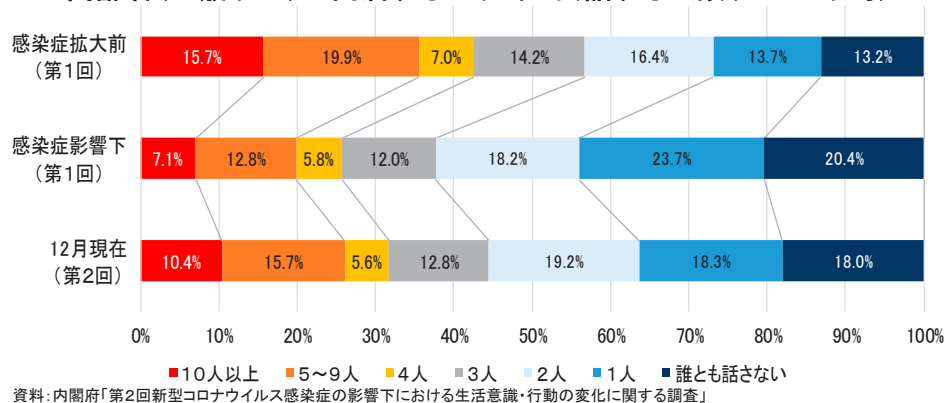
(注)「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点とし、新型コロナ感染拡大前、感染症影響下、それぞれの平均値 資料:内閣府「満足度・生活の質に関する調査」に関する第4次報告書

資料:野村総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化に関するアンケート」のデータより作成

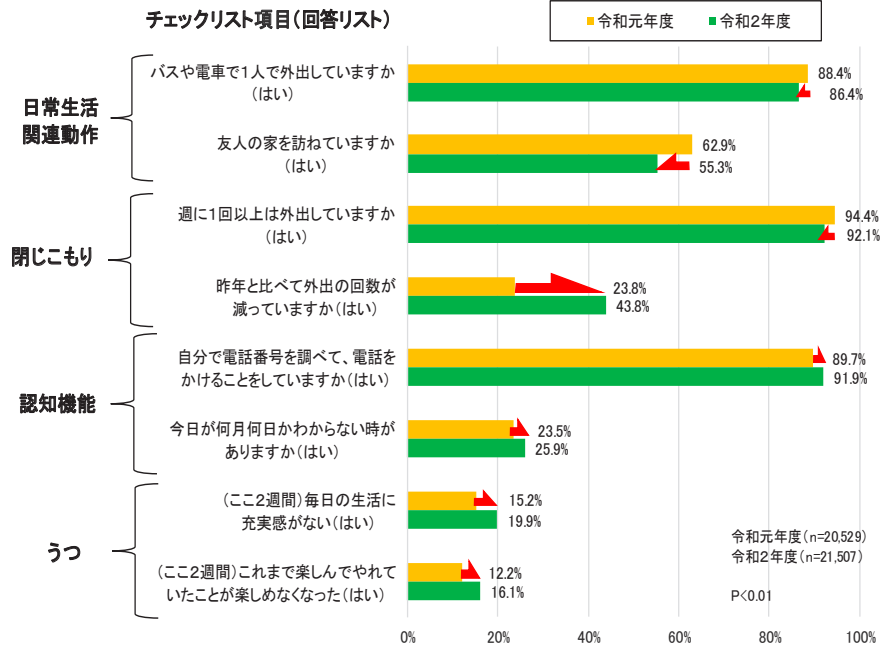
自粛生活の影響①

・自粛生活により、高齢者の交流機会が減少、認知機能の低下やうつ傾向の増加が懸念

高齢者(60歳以上)の同居する人以外と会話する人数(1日の平均)



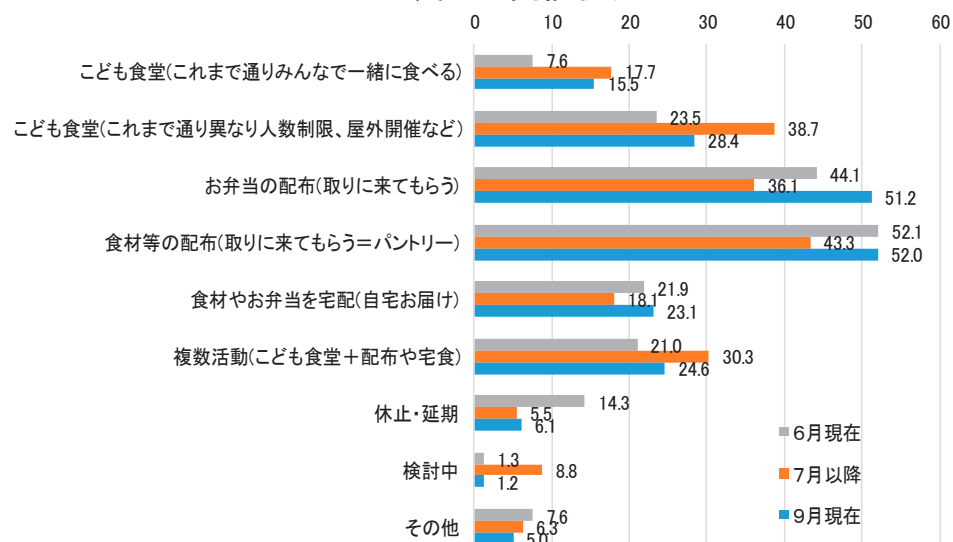
新型コロナウイルス感染症影響下における高齢者の心身への影響



(注)介護予防把握事業として75歳以上の非介護認定者の心身の状況を把握している2市のデータを集計。
資料: 日本能率協会総合研究所「新型コロナウイルス感染症影響下における高齢者の心身への影響【中間的報告】」

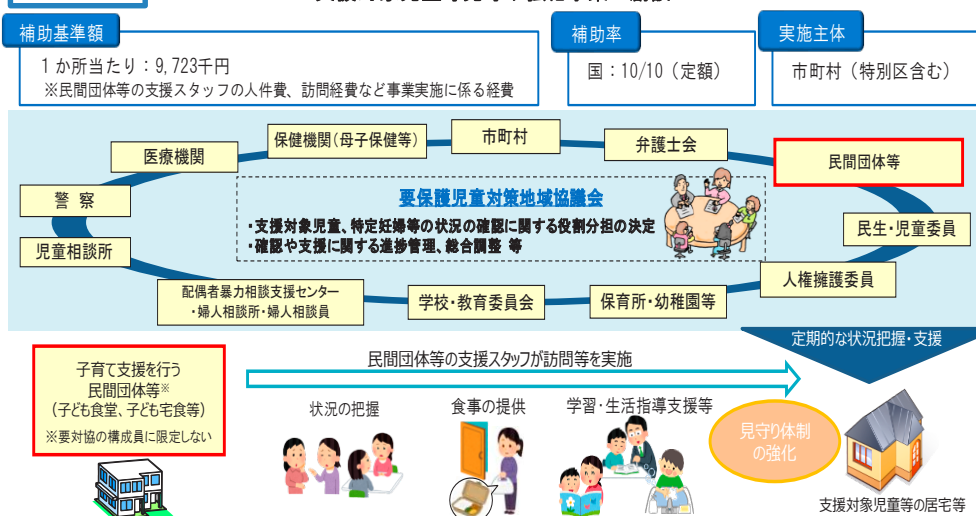
・「集う」に代えて、フードパントリー、戸別訪問(アウトリーチ)、オンライン活用など新しい手法での「つながり」が増加

子ども食堂の開催状況



参考

支援対象児童等見守り強化事業の創設

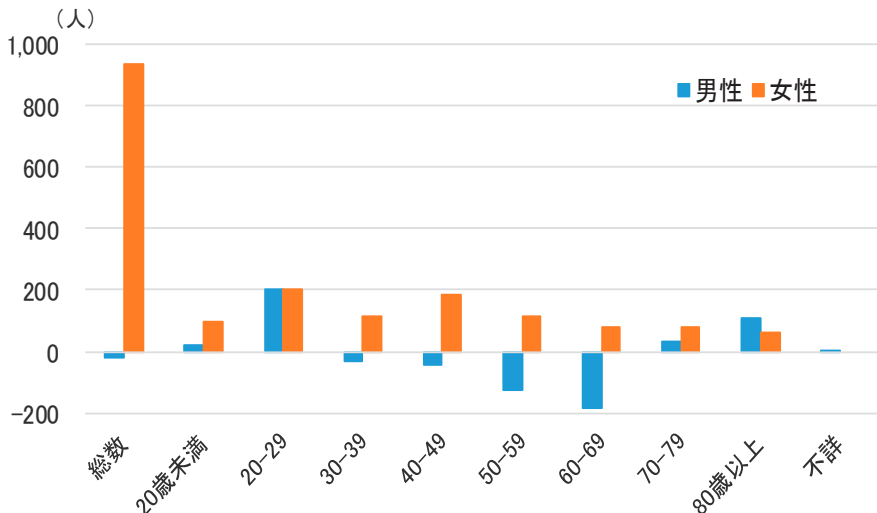


自粛生活の影響②

・2020年7月以降、自殺者が増加傾向。特に女性と若者の増加が著しい

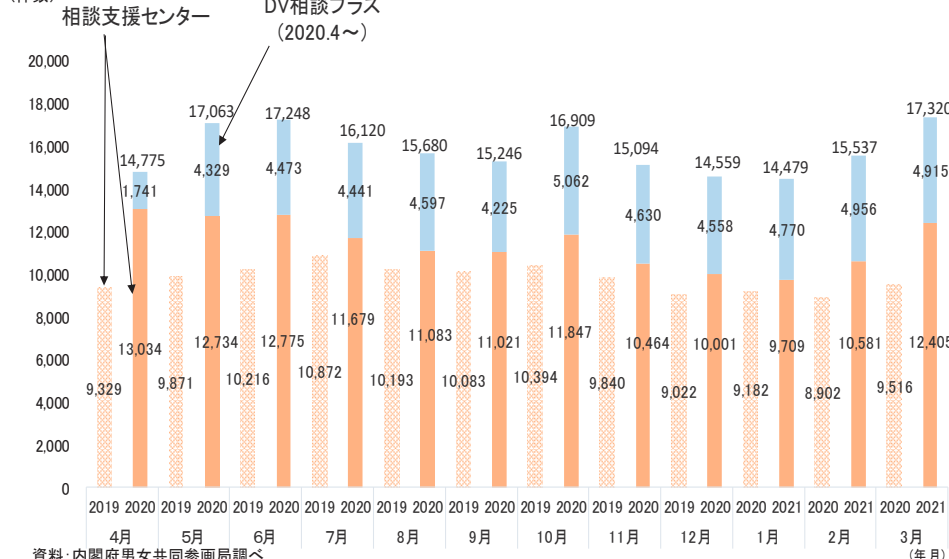
・自宅で家族と過ごす時間が増加する中で、配偶者からの暴力（DV）の増加が懸念される

2020年の自殺者数の動向（前年比、年齢別、男女別）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省社会・援護局自殺対策推進室が作成したデータを基に作成

DV相談件数の推移

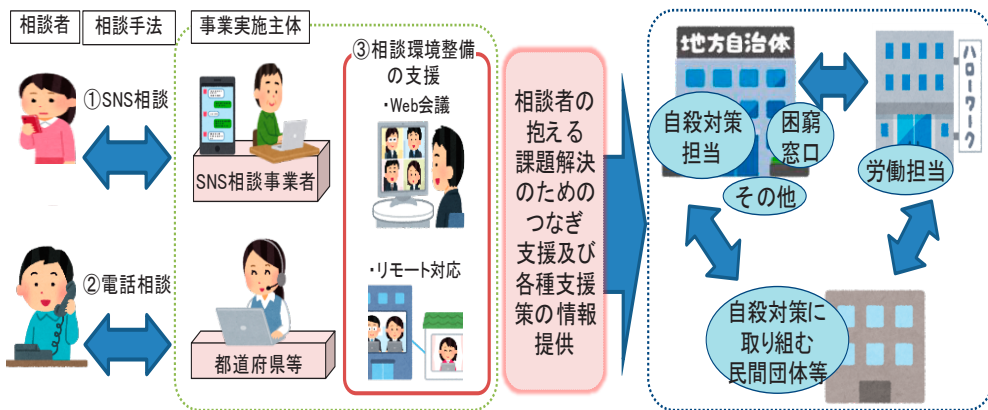


資料：内閣府男女共同参画局調べ

参考 自殺防止に関する相談体制の強化

- 実施主体：民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率：10/10、1/2、2/3
- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方
- 相談事業実施の流れ

地域の社会資源が連携して具体的な支援を実施



参考 児童虐待・DV等相談支援体制の強化

事業内容

- 児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルスの感染防止措置等に必要となる費用を補助する。
- テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
- 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
- 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
- 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用 等

例① テレビ電話を活用した相談支援や関係機関との連携

・感染防止の観点からテレビ電話を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。



例② 相談支援機関における感染防止措置

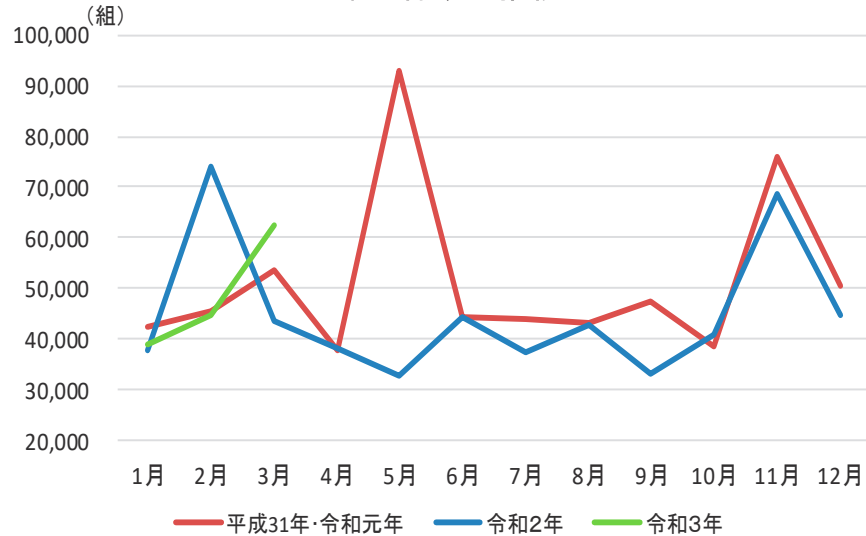
・感染防止の観点から医療機関や専門家等への相談など、医療機関等との連携を図るとともに、マスクや消毒液の購入等、相談支援機関における感染防止措置を講じる。



自粛生活の影響③

・2020年の婚姻件数、妊娠届出数は減少。感染拡大による出生数の減少が懸念される

婚姻件数の推移



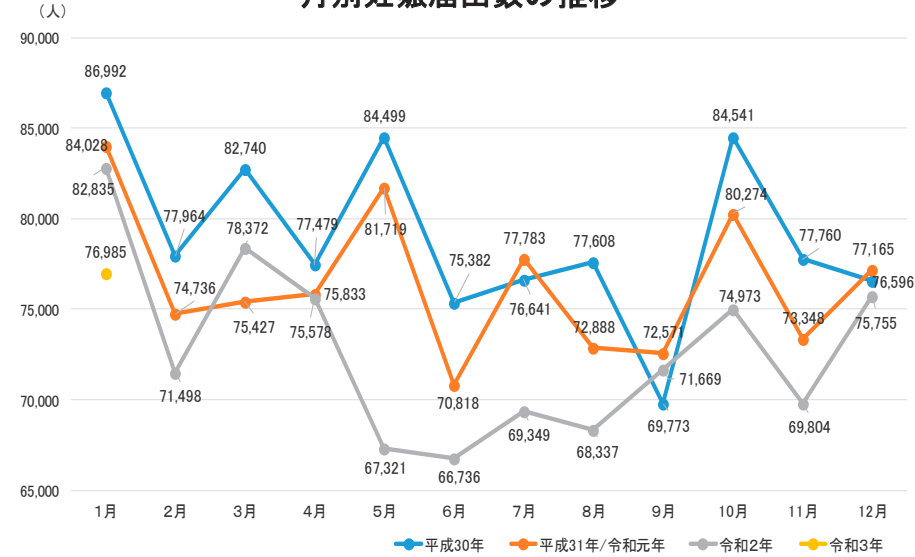
資料:厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計速報」

各国における出生数の動向(前年同月比)

イタリア	2020.12 10.3%減、2021.1 14.3%減
スペイン	2021.1 20.1%減、2021.2 8.0%減、2021.3 2.5%増
フランス	2021.1 13%減、2021.2 5%減(※)、2021.3 1%増
スウェーデン	2021.1 6.4%減
ドイツ	2020.12~2021.2 前年同期比0.8%増
台湾	2021.1 23.3%減、2021.2 15.0%減
韓国	2020.12 7.8%減、2021.1 6.3%減、2021.2 5.7%減
日本	2021.1 14.6%減、2021.2 10.3%減、2021.3 2.4%減

(※)うるう年の影響除く。

月別妊娠届出数の推移



資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

参考

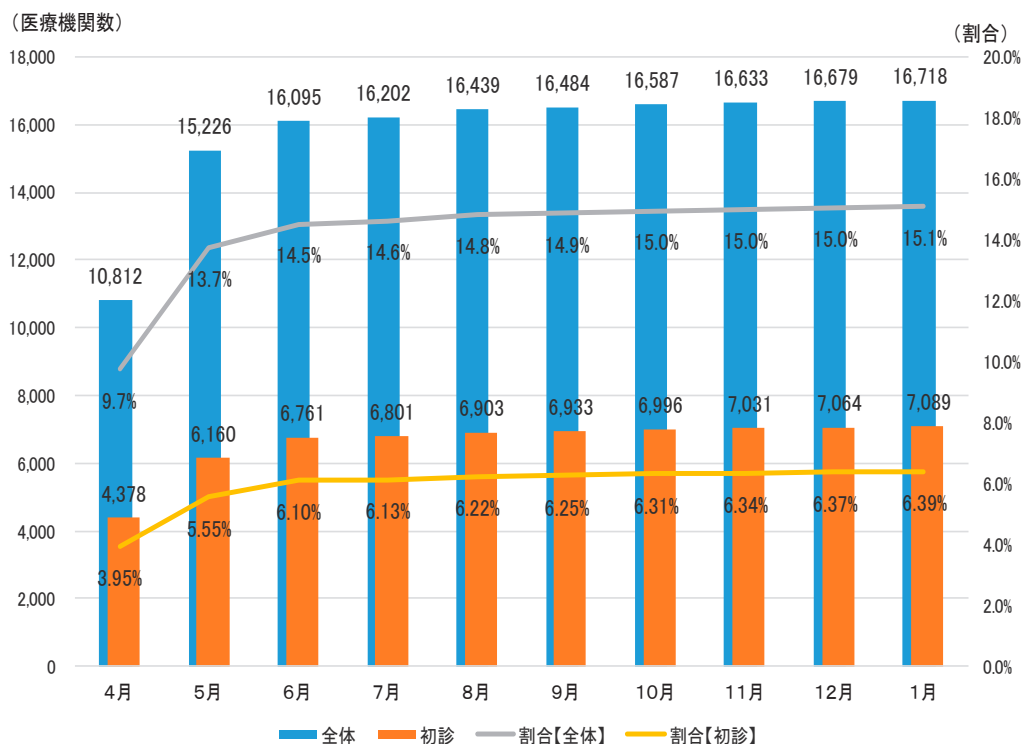
新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業



日常生活におけるオンラインの浸透

- ・ オンライン診療等を実施する医療機関が約17,000カ所に

オンライン診療等が実施可能な登録医療機関数



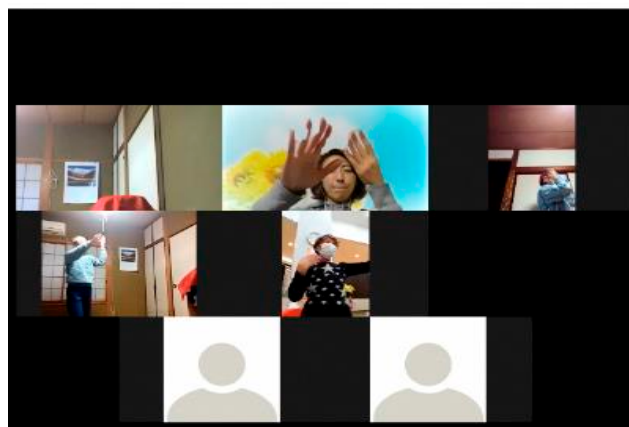
- ・ 通いの場でオンラインを活用

東京都文京区(とらいあんぐるタイム)の取り組み



web会議システムを利用したビデオ通話や電話(音声のみ)による参加と会場参加を組み合わせたハイブリッド型通いの場を開催

千葉県松戸市(松戸プロジェクト)の取り組み



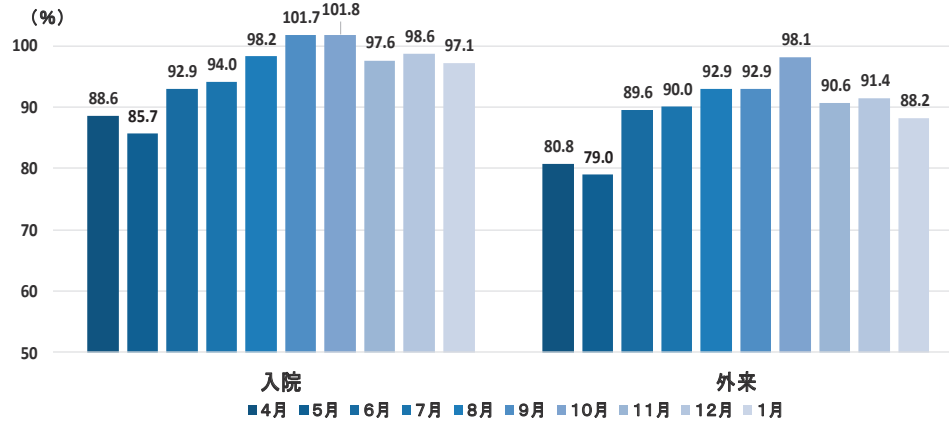
盆踊りの活動をしている「元気応援くらぶ」では、講師を中心にお互いの動きをタブレットの画面を通じて確認しながら練習

医療・福祉現場への影響①

・医療機関への受診控えのほか、健診・検診の受診率等が低下

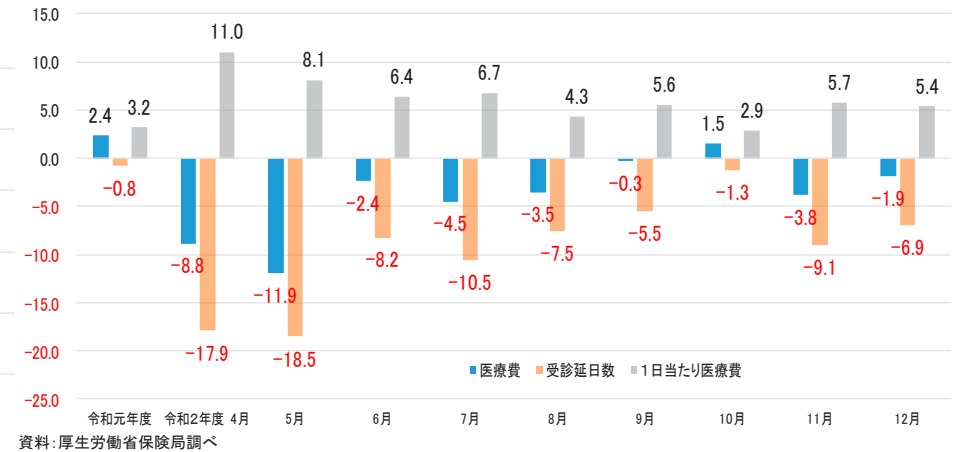
・医療費も減少し、経営への影響も見られた。介護サービスでは特に通所系で一時的に大きな影響

入院・外来別レセプト件数の推移(前年同月比)



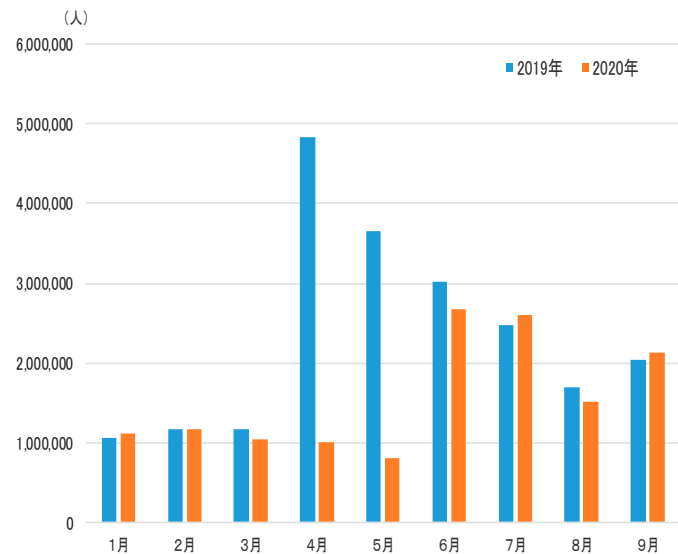
資料:厚生労働省保険局調べ

医療費の動向(対前年同月比)



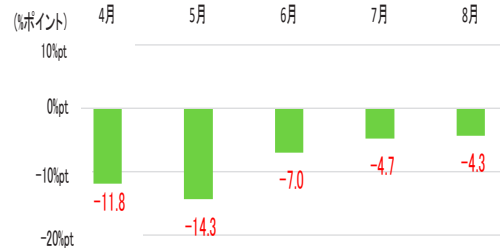
資料:厚生労働省保険局調べ

各種健診の実施状況(月別)

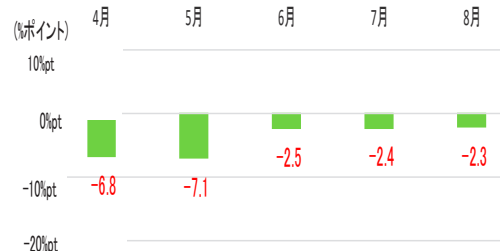


資料:日本総合健診医学会、全国労働衛生団体連合会「新型コロナウイルス感染拡大による健診受診者の動向と健診機関への影響の実態調査」

業利益の推移(2019年と2020年の%の差)コロナ受入あり病院

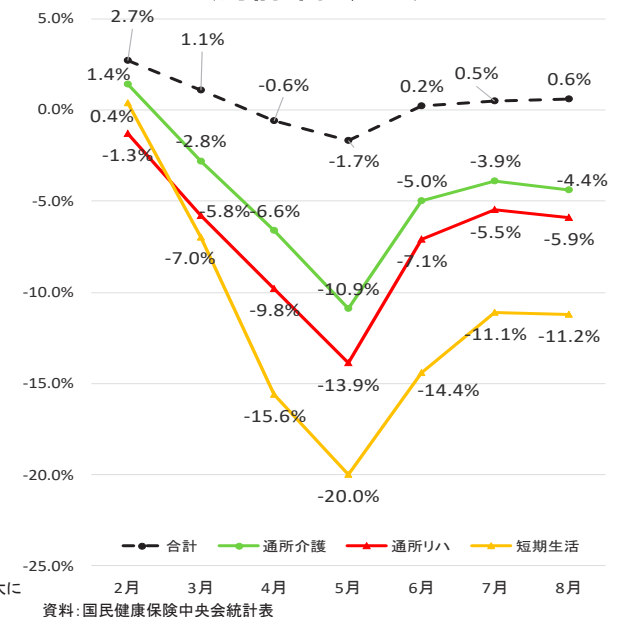


コロナ受入なし病院



資料:日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」より作成

1介護サービス事業所当たりの利用者数(対前年同月比)

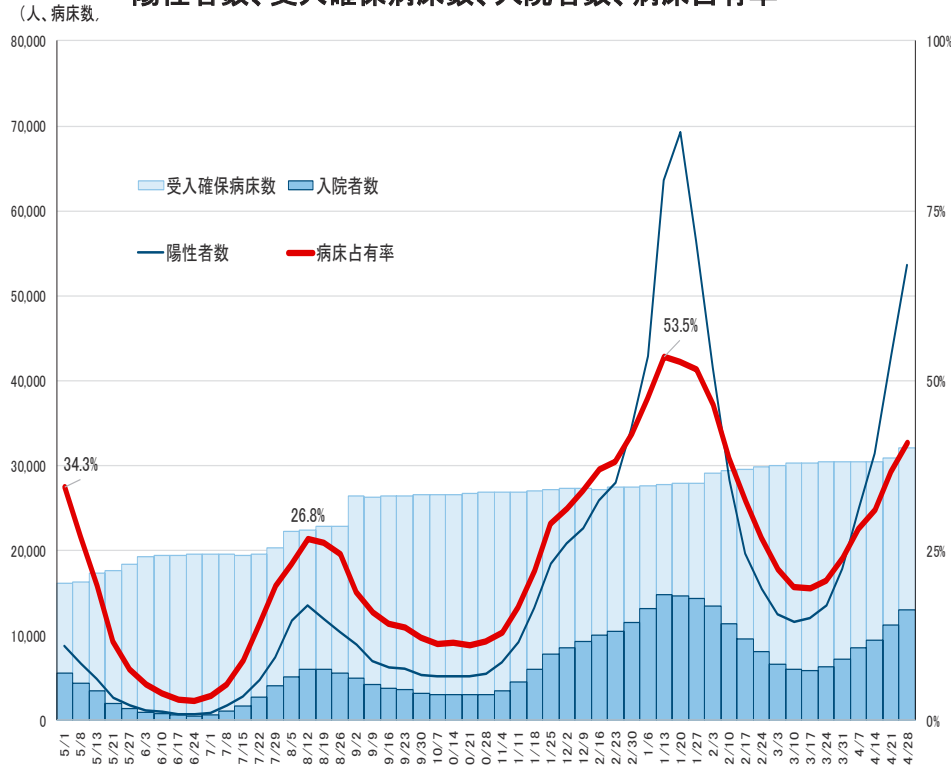


資料:国民健康保険中央会統計表

医療・福祉現場への影響②

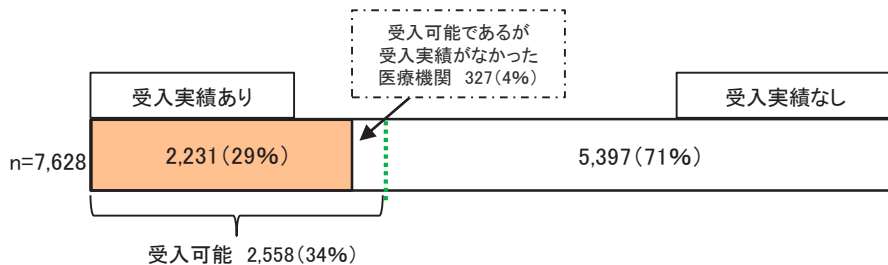
・感染者の増加に伴い病床占有率が上昇。病床確保等のために様々な支援を実施

陽性者数、受入確保病床数、入院者数、病床占有率



資料：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」より作成

新型コロナウイルス感染症の入院患者受入実績の有無 (2021年1月末現在)



資料：厚生労働省医政局調べ

新型コロナに係る診療報酬・病床確保料の引上げ経緯

	〔2020年度一次補正以降〕 (4/18~)	〔二次補正以降〕 (5/26~)	〔予備費以降〕 (9/15~)																								
診療報酬	・重症患者 特定集中治療室管理料等：2倍	3倍	(同左)																								
	・中等症患者 救急医療管理加算：2倍	3倍	5倍																								
病床確保料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病床の種別</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床</td> <td>97,000円</td> </tr> <tr> <td>重症者病床</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>その他病床</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	病床の種別	補助基準額	ICU病床	97,000円	重症者病床	41,000円	その他病床	16,000円	重点医療機関、協力医療機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床の種別</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床</td> <td>301,000円</td> </tr> <tr> <td>HCU病床</td> <td>211,000円</td> </tr> <tr> <td>その他病床</td> <td>52,000円</td> </tr> </tbody> </table>	病床の種別	補助基準額	ICU病床	301,000円	HCU病床	211,000円	その他病床	52,000円	重点医療機関のうち特定機能病院等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床の種別</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICU病床</td> <td>436,000円</td> </tr> <tr> <td>HCU病床</td> <td>211,000円</td> </tr> <tr> <td>その他病床</td> <td>74,000円</td> </tr> </tbody> </table>	病床の種別	補助基準額	ICU病床	436,000円	HCU病床	211,000円	その他病床	74,000円
病床の種別	補助基準額																										
ICU病床	97,000円																										
重症者病床	41,000円																										
その他病床	16,000円																										
病床の種別	補助基準額																										
ICU病床	301,000円																										
HCU病床	211,000円																										
その他病床	52,000円																										
病床の種別	補助基準額																										
ICU病床	436,000円																										
HCU病床	211,000円																										
その他病床	74,000円																										

※重点医療機関・協力医療機関という区分なし

・重点医療機関：新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関
 ・協力医療機関：新型コロナ疑い患者専用の個室病床を設定する医療機関

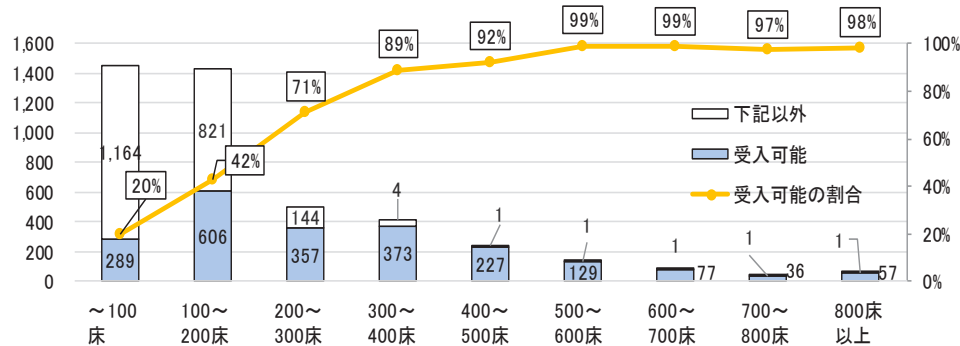
感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ (2020年12月末)

1. **更なる病床確保**のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への**緊急支援** (1床当たり最大1,950万円の補助等)
2. **既存施設等の最大限の活用**等による**病床確保**
3. **院内感染の早期収束**支援
4. **看護師等の医療従事者派遣**の支援等による**人材確保**
5. **高齢者施設等での感染予防**及び**感染発生時の早期収束**

医療・福祉現場への影響③

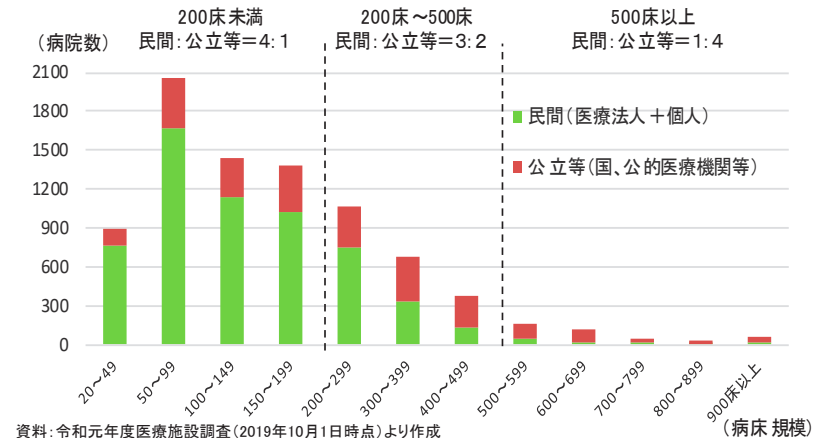
・患者の受入れは、地域の実情に応じ、規模が大きい医療機関を中心に行われた。病床ひっ迫等が生じた今般の経験を踏まえ、危機に強い医療提供体制の構築等が必要

①病床規模別の入院患者受入可能医療機関



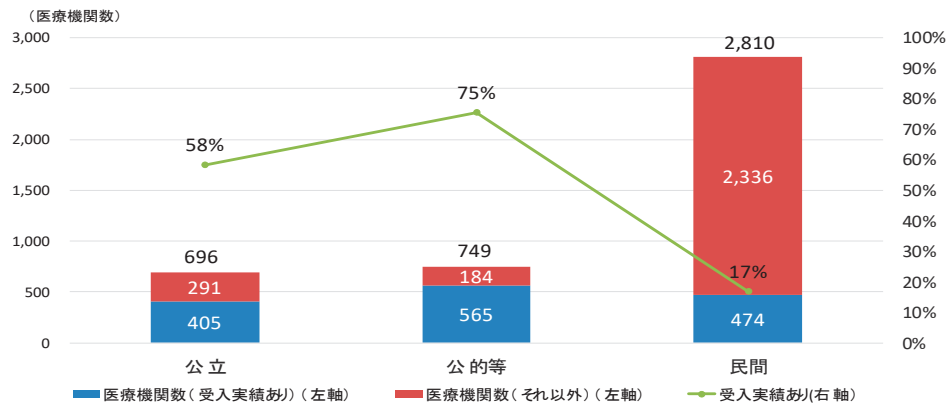
資料：厚生労働省医政局調べ

③病院数(病床規模別・設置主体別)



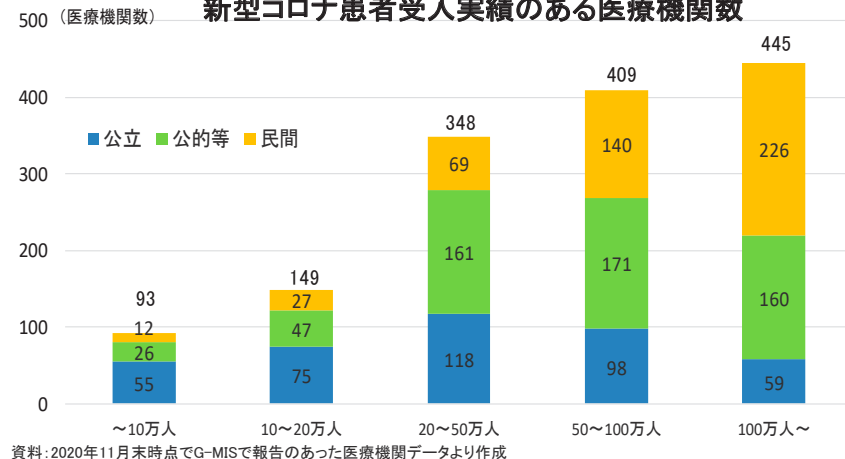
資料：令和元年度医療施設調査(2019年10月1日時点)より作成

②公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入医療機関数及び受入実績の割合



資料：2020年11月末時点でG-MISで報告のあった医療機関データより作成

④地域医療構想区域の人口規模別、公立・公的等・民間別の新型コロナ患者受入実績のある医療機関数



資料：2020年11月末時点でG-MISで報告のあった医療機関データより作成

参考

改正医療法における感染症関係部分

都道府県が作成する「医療計画」の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

◎ 具体的な記載項目 (イメージ)

【平時からの取組】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保 (感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備)
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等 (感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等)
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底
- クラスタ発生時の対応方針の共有 など

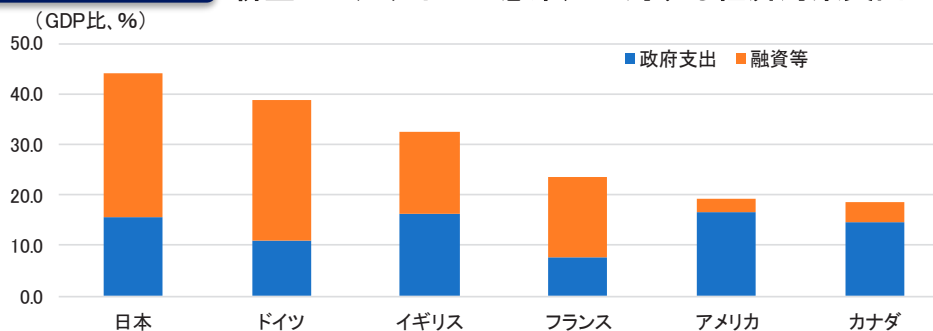
【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関の間での連携・役割分担 など (感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間の応援職員派遣)

新型コロナウイルス感染症対応の国際比較①

・各国とも巨額の経済対策を実施

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策支出のGDP比



資料:IMF Fiscal Monitor 2021年1月号より作成

・雇用労働者のみならず、失業給付の対象外の労働者や個人事業主などへの経済的支援を実施

(1) ①雇用労働者に対する経済的支援

(2021年1月1日現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本	
政策	連邦パンデミック失業補償(FPUC)(新規)	労働者への給与補償制度(新規)	操業短縮手当(拡充)	一時帰休補償(拡充)(長期部分的活動制度(新規)含む)	雇用調整助成金(拡充)(緊急雇用安定助成金(新規)含む)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(新規)
概要	失業給付等の受給者に対し、給付額を上乗せ	労働者を休業させ、その雇用を維持した事業主に休業時の賃金を支援	一時的に操業短縮し、賃金減少があった事業主に短縮分の賃金を支援	一時的に操業時間を短縮等する事業主に短縮等分の賃金を支援(長期部分的活動制度は大規模かつ長期間に渡り活動に支障が生じる場合が対象)	一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成	休業手当の支払いを受けることができなかった者に対し、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給
対象(新規・拡充部分)	・失業保険の失業給付受給者 ・時間短縮補償(レイオフの代わりに労働時間を短縮する場合に失業給付を一部支払う制度)の受給者 ・通常の失業給付対象外の者(受給要件を満たさない者も含む)を対象とした給付(PUA)の受給者 ・失業給付の受給満了者を対象とした追加給付(PEUC)の受給者	歳入関税庁に給与を申告している労働者を休業させた事業主(2020年7月以降は労働時間を短縮した労働者も対象)	通常は3分の1の労働者について10%以上の賃金減少があった事業主が対象だが、これを10%以上の労働者について10%以上の賃金減少があった事業主に拡大	—	通常は、助成金の対象は、雇用保険の被保険者を休業させた事業主が対象(雇用期間6か月未満の労働者等は対象外)だが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主については、雇用期間が6か月未満の労働者(特例)、雇用保険被保険者でない労働者(緊急雇用安定助成金)の休業等も助成対象に追加	①事業主が休業させた中小企業の労働者 ②事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者 ※雇用保険被保険者でない者も対象
支援内容(新規・拡充部分)	・2020年7月末まで週600\$を追加給付 ・2020年8月以降については、州により週300~400\$の追加給付(最大6週間分) ・2020年12月27日から2021年3月14日まで週300\$を追加給付	・労働者に支払われていた賃金の80%分 ・労働者1人当たり月額2,500£が上限 ※2020年8月以降、労働者には休業前賃金の80%が支払われるが、事業主への支援が段階的には縮小し、事業主の負担が拡大。2020年11月より再拡充	・通常は労働者の賃金減少分の60%(子どもがいる場合67%)だが、労働時間が50%以上短縮されている者については、受給の4か月目から賃金減少額の70%(子どもがいる場合77%)、受給の7か月目から同80%(子どもがいる場合87%)に引上げ ・通常は労働者1人当たり月額約2,890€が上限だが、この支給割合の引上げに対応する分は増額	・労働者に従前賃金の70%を支払う企業に、法定最低賃金(SMIC)の4.5倍×70%(32.29€/時)を上限に助成(※従来は約7.5€/時) ※2020年6月以降、閉鎖対象の業界等を除き、助成水準を引下げ(従前賃金の60%へ) ※長期部分的活動制度は、(2020年7月から導入)では、労使合意を条件として上記一時帰休補償と同水準をより長期に補償	・通常の休業手当等に対する助成率(2/3(中小)、1/2(大企業)を、助成率4/5(中小)、2/3(大企業)に、解雇等を行わない場合には10/10(中小)、3/4(大企業)に引上げ ・労働者1人1日当たりの上限額を通常の8,370円から15,000円に引上げ	休業前賃金の80%(上限11,000円/日) ※②のうち2020年4月1日~6月30日の休業は60%

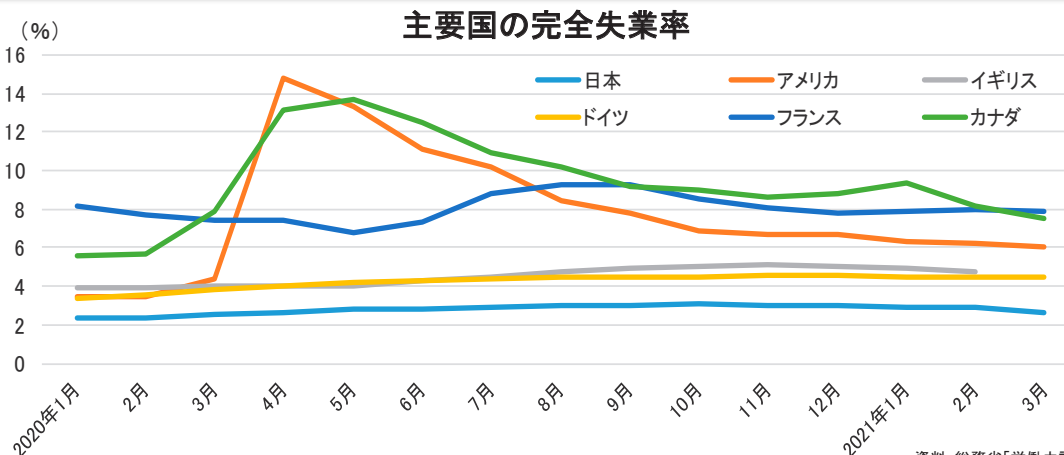
新型コロナウイルス感染症対応の国際比較②

(1)②自営業者等に対する経済的支援

(2021年1月1日現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
政策	自営業者等を対象とする失業援助制度 (PUA) の創設	自営業者に対する経済的支援制度の創設	事業者に対する経済的支援制度の創設	零細企業・自営業者支援のための連帯基金の創設	持続化給付金 家賃支援給付金
対象者	新型コロナウイルスに関連する理由により失業又は働くことのできない以下の者 ・個人事業主 ・独立契約労働者 ・失業給付の受給要件を満たしていない労働者	新型コロナウイルスの影響で需要が減少又は事業を一時的に停止した自営業者で以下の要件を満たす者 ・年間の営業利益が50,000 £ 以下 ・自営業による収入が全体の50%以上 ・前年と当年の課税年度で自営業に従事	<固定費支援> ○緊急支援 (~2020.5) 新型コロナウイルスの影響で経済的に困難な状況にある従業員10人以下の小規模事業者・自営業者等 ○つなぎ支援 I II III (2020.6~) 新型コロナウイルスの影響で売上が一定割合以上減少した中小企業・自営業者等 (年間売上高7.5億€未満、IIIは大企業も対象) <11月/12月支援> (2020.11~12月) ロックダウンの影響を直接/間接的に受ける事業者	新型コロナウイルスの影響で大幅に売上げが減少 (前年同月比で売上げが50%以上の減少) 又は営業停止措置の対象となった年間売上高100万€以下かつ課税対象利益6万€以下の ・小規模企業(従業員10人以下) ・個人事業主等 ※制度開始当初。その後、対象セクターに応じ従業員規模や年間売上高の要件緩和等を実施	新型コロナウイルス感染症の影響により一ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少している ・中堅・中小企業 ・小規模事業者 ・フリーランスを含む個人事業者 ・医療法人、農業法人、NPO法人など ※家賃支援給付金は、連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少した場合も対象
支援内容	【支給額】 過去の所得から算出した支給額 (PUAを受給すると、連邦パンデミック失業補償 (FPUC) が上乗せして給付される) 【支給期間】 最長39週まで受給可 ※2020年12月に50週までに延長	【支給額】 過去3年間の平均営業利益の一部を支給 (3か月毎に実施) 1回目(2020.5~7月) 過去3年間の平均営業利益の80%、7,500 £ を上限に支給 2回目(2020.8~10月) 過去3年間の平均営業利益の70%、6,570 £ を上限に支給 3回目(2020.11~2021.1月) 過去3年間の平均営業利益の80%、7,500 £ を上限に支給	【支給額】 <固定費支援> ○緊急支援 固定費を対象とし、3ヶ月の合計で最大1.5万€ ○つなぎ支援 I II III 売上減少率に応じ、固定費の一定割合 (I II 上限月5万€、III 上限原則月150万€) ※つなぎ支援IIIについては、固定費ではなく、昨年の平均月次売上高の50%を支給 (上限原則合計7,500€) する特例あり <11月/12月支援> 前年同月売上高の最大75% ※自営業者に対し、手続を簡素化する特例あり。上限合計5,000€	【支給額】 ・月1,500€を上限に支給 ・事業運営がより困難な状況にある企業には、2,000€~5,000€を追加支給 ※制度開始当初。その後、対象セクターに応じ支給額の拡充を実施	【支給額】 ・法人：最大200万円 ・個人事業者：最大100万円

・ 失業給付中心の国では失業率が増加、雇用維持型の国ではその上昇が抑えられた



資料：総務省「労働力調査」、OECD.Stat (2021年5月31日現在)

新型コロナウイルス感染症対応の国際比較③

・低所得世帯や子育て世帯を対象に、各種の生活支援策を実施

生活支援にかかる諸外国の施策

(2021年1月1日現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
給付・貸付	<p>● 国民一般への支援 対象:全国民(所得制限あり) 支給額: 1回目(2020.3経済対策) 1人当たり最大1,200\$ (成人)、500\$ (非成人) 2回目(2020.12経済対策) 1人当たり最大600\$</p> <p>※例えば、単身者の場合、年収7万5千\$ 超から減額され、1回目は年収9万9千\$, 2回目は年収8万7千\$ で支給額が0となる ※2018年又は2019年の確定申告(Tax Return)を行った者等には申請手続なく自動的に給付</p>	<p>● 低所得世帯への支援 低所得者向けの福祉給付(Universal Credit)の基礎額及び就労税額控除(Working Tax Credit)の基礎的要素について、週最大20£増額(実際の給付額は所得等に応じて変動) ※これらの措置は、税額控除等の仕組みの中で処理され、自動的に増額されて給付される</p>	<p>● 低所得世帯への支援 失業給付II(失業手当の受給対象とならない就労能力ある要扶助者を対象)の支給要件緩和 対象:収入が減って生計を維持できなくなった者であって、保有する流動性資産が一定額以下の ・小規模事業者 ・単独の自営業者 ・フリーランサー ・労働者 内容:資産要件の一時的停止</p> <p>● 子育て世帯への支援 ・児童手当対象の子ども1人当たり300€の児童ボーナスを支給 ・ひとり親世帯への所得控除額を1,908€から4,008€に引上げ</p>	<p>● 低所得世帯への支援 ・生活保護に相当する積極的連帯収入や特別連帯手当の受給世帯に150€支給、扶養する子ども1人につき100€追加支給</p> <p>● 子育て世帯への支援 新学年手当(6~18歳までの子どものいる世帯に支給、所得制限あり)を1人当たり100€追加支給</p>	<p>● 国民一般への支援【特別定額給付金】 対象:全国民(所得制限なし) 支給額:1人10万円 ※世帯ごとに市町村に申請して給付</p> <p>● 低所得世帯への支援【緊急小口資金・総合支援資金】 対象:収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯 貸付額:緊急小口資金(最大20万円)、総合支援資金(最大20万円×3か月)</p> <p>● 子育て世帯への支援【臨時特別給付金】 ・子育て世帯:1人1万円(児童手当受給者に給付) ・低所得ひとり親世帯:1世帯5万円~、追加給付1世帯5万円(児童扶養手当受給者等に給付)</p>
住居関係	<p>● 住宅ローンの支払い猶予、立ち退き猶予 住宅ローンの支払い猶予、立ち退き猶予を2021年6月30日まで実施 (家賃滞納については、120日間延滞料等を課すことを禁止(2020年7月25日まで))</p>	<p>● 住宅ローンの支払い猶予 住宅ローンを6ヶ月間支払い猶予</p> <p>● 立ち退き猶予 家賃滞納を理由とした立ち退き要請禁止(2021年3月31日まで)</p>	<p>● 家賃支払いへの支援(失業給付IIの緩和) 実際の家賃と暖房費を全額支給</p> <p>● 立ち退き猶予 ・家賃滞納を理由とした立ち退き要請禁止 ・2020年4~6月の家賃は2年間支払い猶予</p>	<p>● 家賃支払いへの支援 低所得者を対象とした家賃補助制度(個別住宅援助)の受給世帯に対し、扶養する子ども1人につき100€追加支給 ※積極的連帯収入や特別連帯手当の受給世帯以外が対象</p> <p>● 立ち退き猶予 冬の立ち退き禁止期間を2021年5月31日まで延長</p>	<p>● 住宅ローンの支払い猶予 返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応するよう金融機関へ要請</p> <p>● 家賃支払いへの支援【住居確保給付金】 休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者等に対し、原則3か月(最大12か月)、家賃相当額を自治体から家主に支給</p>

新型コロナウイルス感染症への対応の中で見えてきた社会保障の課題

- ・ 過去30年を振り返っても、阪神・淡路大震災、リーマンショック、東日本大震災など幾度となく社会的危機があり、社会保障分野では、既存の制度・事業をフル活用し、不足があるときは新たな仕組みを構築し、事態に対処してきた
- ・ 今般の新型コロナ感染拡大により顕在化してきた5つの課題への対応を通じてセーフティネットの重層化を図ることが、今後の社会的危機への備えとなる

新型コロナ感染拡大により顕在化してきた5つの課題

